

路上喫煙禁止地区が指定されます

6月1日(金)から、禁止地区内での路上喫煙は終日禁止

4月1日に「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を施行したことに伴い、路上喫煙禁止地区と指定喫煙場所を告示しました。

路上喫煙禁止地区は、中心市街地の駅周辺や商店街などの歩行者数と散乱ごみの実態調査結果に基づき指定しました。この地区は人通りが多く、路上喫煙による吸い殻の投げ捨てや健康被害などが発生する可能性が高いと想定される地区です。路上喫煙禁止地区内では、6月1日(金)から終日路上喫煙が禁止になります。路上喫煙禁止地区の区域は、下の地図のとおりです。

なお、路上喫煙禁止地区内で路上喫煙した場合、10月1日(月)から1万円以下の過料が科されます。



路上喫煙とは

道路・公園その他の屋外の公共の用に供する場所において、歩行中だけでなく立ち止まってたばこを吸うことや、火の付いたたばこを持つことも含みます。自転車やオートバイに乗車中の喫煙も含みます。

17の商店会が協力しています

路上喫煙禁止地区内にある次の商店会は、条例の趣旨に賛同し、路上での啓発活動などに協力しています。

路上喫煙禁止地区協力商店会

川越駅東口商店会・川越西口商店街・アトレナント会・八幡通り商店会・川越サンロード商店街振興組合・川越新富町商店街振興組合・中原町商店会・六栄会・中央通り商店街・連雀町繁栄会・中央通り二丁目商店会・川越名店街・大正浪漫夢通り商店街振興組合・川越一番街商業協同組合・鐘つき堂商店会・川越菓子屋横丁会・元町一丁目商和会

指定喫煙場所を設置

路上喫煙禁止地区内において、左の地図の★マークがある場所（川越駅東口のペデストリアンデッキ上に1か所・川越駅西口駅前広場内に1か所）を、指定喫煙場所に指定しました。

問い合わせ…資源循環推進課減量リサイクル推進担当・TEL内線2635

介護予防をはじめましょう
いきいき元気な暮らし

総合保健センター成人保健担当・TEL229-4124

「年を取れば、心身の機能が低下するのはあたりまえ」と考えていませんか？ 実は、高齢者の皆さんが心身の機能を低下させてしまう最大の原因は、「もう年だから」と身の回りのことや外出をしなくなることにあります。

これまで足腰などの機能低下は、「年だから、しかたのないこと」とされてきました。しかし、これらの多くは、使わないことに



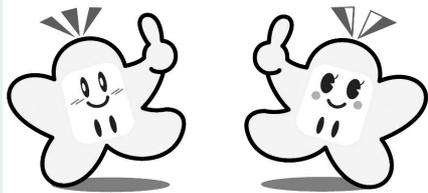
よって体がなまってしまいう現象です。最近の研究によると、たとえ九十歳以上の高齢であっても活発に体を動かすことで、その機能は向上することがわかってきました。体を動かすといっても難しく考えず、まずは一日三十分以上、散歩や庭仕事をするなど、ふだん

の生活の中で心がけましょう。また、食事の支度や掃除など、自分でできることは、進んでするようにしましょう。

日常生活のちよつとしたくふうが、心身の老化を防ぎます。そして、自分でできることの範囲を広げていくことが介護予防になります。いつまでも自立して生き生きと暮らしていくために、介護予防に取り組みましょう。

川越の環境を守るためには？

地球環境にやさしいまちづくり



川越省エネシンボルキャラクター
省太くん（左）と節ちゃん（右）

2005年の京都議定書発効以降、地球温暖化対策の重要性は広く知られるようになりました。IPCC

（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書では、地球温暖化が起きていることに疑う余地がなく、その原因は人間の活動により排出される温室効果ガスの増加にあると、ほぼ断定されました。このような状況の中、地球温暖化防止に向けた取り組みが活発になっています。

市では、1%節電プラス1（ワン）運動をはじめとして、さまざまな取り組みを行っています。市の公共施設は、夏季の冷房温度を28℃程度に、冬季の暖房温度を19℃程度に調整し、地球温暖化防止と省エネに取り組んでいます。また、環境にやさしい取り組みを市民・事業者の皆さんに広げるため、エコチャレンジファミリー認定事業などを行っています。

今後は、第二次川越市環境基本計画で、重点項目となっている「(仮称)川越市地球温暖化対策条例」の制定などを通して、市民・事業者・行政などで連携を図り、持続可能な社会の構築に向けた地球温暖化対策を推進していきます。

問い合わせ

環境政策課地球温暖化対策担当・TEL内線2615

Report

消費生活
レポート

145

消費者団体訴訟制度が
施行されます

6月7日(木)から、消費者団体訴訟制度が施行されます。これは消費者全体の利益を守るため、事実と異なる説明をするなどの事業者の不当な行為に対して、一定の消費者団体（適格消費者団体）に差し止め請求権を認める制度です。

消費者契約関連では、被害の内容が同様のものが多数発生しているのが現状です。

今まで被害を受けた消費者は、消費者契約法により個別的・事後的に救済されましたが、同種の被害の広がりを防止するのは困難でした。この制度により、消費者被害の発生・拡大を防止し、事業者の不当行為自体の差し止めができるようになりました。

消費者の皆さんへ

消費者被害の情報収集活動に身近な被害情報を提供するなどして、適格消費者団体の活動を消費者全体で支えていく関係を築きましょう。

消費者団体訴訟制度に関する情報は、内閣府国民生活局のホームページ（消費者の窓）からご覧になれます。

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/oken/index.html>

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ：生活情報センター（アトレ六階）

TEL 226-7066